

令和2年10月吉日

(一社)千葉県環境保全協議会 御中

千葉市経済農政局経済部産業支援課長

### 千葉市中小企業者事業継続給付金事業の周知について（依頼）

平素は、本市経済の振興・発展はもとより、市政各般にわたり、多大なるご理解・ご尽力を賜わっておりますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、本市におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、厳しい経営環境におかれている市内中小企業者に対し、今後の事業継続等を支援するため、本年9月14日（月）から12月14日（金）まで、市独自の給付金事業を実施しております。

つきましては、本給付金事業の周知にご協力いただけますようお願い申し上げます。

記

1 送付資料 周知チラシ 10部

#### 2 事業概要

(1) 給付対象 以下のアからエの全てに該当する事業者様が対象です。

ア 令和2年3月までに創業し、千葉市内に本店（法人の場合）又は主たる事業所（個人事業主の場合）を有する中小企業者等

イ 国の持続化給付金及び千葉県中小企業再建支援金（事業収入減少率が50%以上の場合）の給付を受けていない者（申請中を含む）

ウ 令和2年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、任意の一月の事業収入が前年同月に比べ20%以上50%未満減少していると認められる者

エ 引き続き千葉市内で事業を継続する意思がある者

〈注意事項〉

令和2年1月から申請前月までの間に事業収入が50%以上減少した月が一月以上ある場合は、市の給付金は受給できません。その際は、国の持続化給付金や千葉県中小企業再建支援金をご利用ください。

(2) 給付金額 1事業者当たり一律20万円

(3) 申請期間 令和2年9月14日（月）～令和2年12月14日（金）※必着

(4) 申請方法 オンライン申請 又は 郵送申請

※その他詳細につきましては、市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/2020kyufu.html>

※なお、申請手続の方法等については、以下のコールセンターへお問い合わせください。

#### 【千葉市中小企業者事業継続給付金コールセンター】

開設時間 8:30～17:30（土日、祝日を除く）

電話 043-202-1821

E-mail chibacity-chushokyufukin@jtb.com

（送付元）〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市経済農政局経済部産業支援課  
担当 鶴岡・森本  
電話 043-245-5277 F A X 043-245-5590  
E-mail sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp